

社会福祉法人都城市社会福祉協議会
第3次都城市地域福祉活動計画

「経営基盤強化部門」

平成28年2月

第3次都城市地域福祉活動計画について（※計画書より抜粋）

1. 趣旨

前回の第2次計画は、合併前の11中学校区毎の組織や機能強化に取り組み、都城市では初めての地域福祉に関する行政計画であった「都城市地域福祉計画」を具体的に実践していくための計画でした。

今回策定した第3次計画も、第2次計画を引き継ぎつつ、合併後の15中学校区を圏域とした広域化による地域福祉課題の多種多様化への対応策を講ずるものです。少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの変容等を背景とした近年の地域福祉に関する施策や動向を踏まえ、住民主体の地域福祉活動を展開させていくために求められる具体的な活動指針となるものです。

2. 性格

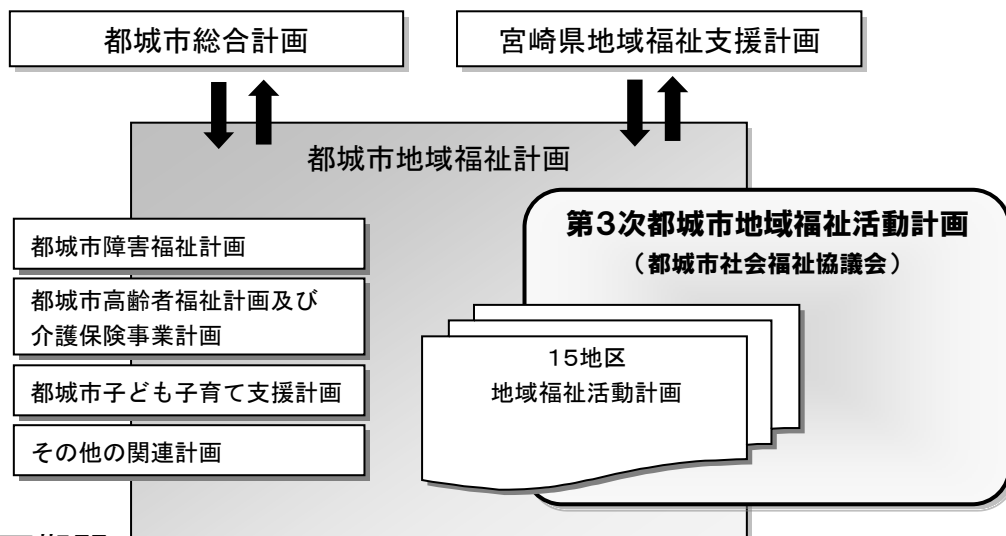
地域福祉の推進主体としての市社協の独自性を意識し、これからの地域福祉活動のビジョンを描いた今回の第3次計画は次のような性格があります。

- (1) 民意を結集した民間の計画であること
- (2) 公民協働のパートナーシップにより、制度の隙間を補い、行政に提言する内容の計画であること。
- (3) 住民参加によるボトムアップで作りに上げた15地区地域福祉活動計画を支援する計画であること。

※(4) 市社協の経営基盤強化のための中長期ビジョンであること。

3. 他計画との関係

本計画は、都城市地域福祉計画をはじめ、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関する都城市行政の関連分野別計画や宮崎県地域福祉支援計画などの各計画との連携・整合を図りながら取り組みを推進していきます。



4. 計画期間

第3次計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

【地域福祉活動計画と地域福祉計画等の計画予定期間】

計画名／年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
第3次都城市地域福祉活動計画		→					
第2次都城市地域福祉計画	→						
第6期都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画		→					
都城市子ども子育て支援計画	→						
第3期都城市障害福祉計画	→						
都城市総合計画後期基本計画	→						
第3期宮崎県地域福祉支援計画		→					

5. 計画の推進（行政との連携・協働）

地域福祉の積極的な推進を担うのは地域住民であり、自助・共助を基本として主体性を持たせるために、側面からの支援が必要です。本計画の推進にあたっては、市と市社協が連携・協働しながら計画を推進し、住民を支援していきます。

また、いわゆる縦割りの福祉制度や施策については、地域の観点から横断する（「横でつなぐ」、「横の連携をする」）ことに市と市社協が積極的に連携して取り組みます。

6. 進行管理

平成30年度及び計画の最終年度（平成32年度）の計画の取り組み状況の把握・点検を実施し、計画の適切な進行管理を行います。また、15地区の地域福祉活動計画については、15地区の地区社会福祉協議会を中心に取り組み状況の把握等を行います。

（具体的な取り組み）

- ・行政計画である「第2次都城市地域福祉計画」と「第3次都城市地域福祉活動計画」を一体的に進行管理していく仕組みとして「都城市地域福祉推進会議（仮称）」を設置し、取り組み状況の把握・点検を行っていきます。

1. 使命

社会福祉法人都市社会福祉協議会（以下、都市社協）は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らせるように、制度や狭間の問題などを横断して、住民をはじめとした多様な人や専門職と共に福祉のまちづくりを推進することを使命とします。

2. 経営理念

都市社協は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

（1）住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、自治公民館、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現していきます。

（2）地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現していきます。

（3）地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動も含む）と、保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備していきます。

（4）地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応を重点として、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦していきます。

3. 組織運営方針

都市社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、組織内で連携しながら以下のような組織運営を行います。

（1）地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保、情報公開や説明責任を果たせる責任ある組織・管理体制に努めます。

（2）地域の福祉力向上をめざし、徹底した住民参加による地域福祉活動を展開しま

す。

(3) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。

(4) 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

4. 基本方針

生活困窮者自立支援法、子ども・子育て支援、障害者差別解消法の施行、社会福祉法人の公益的な活動の推進、改正介護保険法による新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行など「地域」を視点にした事業の展開が求められています

このように制度・施策の動向は「地域福祉」の流れが顕著であるなか、社会的孤立を解消していくための相談や支援など社会的排除・孤立の問題と地域支援のあり方を視野に入れ、社会福祉法人としてまちづくりの中核的役割を担うような事業運営が必要です。

そこで、新しい課題にも向き合える社会福祉法人としての責任と使命を踏まえ、次の方針に沿い「住みよい福祉のまちづくりに取り組みます。

(1) 法人の総合力強化と地域福祉活動の活性化

①経営基盤強化計画の推進

地域福祉を推進する中心的な役割を担う社会福祉協議会の活性化を図ります。

②社会福祉法人の公益的な活動の推進

透明性を確保しつつ、地域福祉活動計画で示された地域活動の実践を推進します。

(2) 情報提供・相談体制の充実

①情報提供の充実

広報誌やホームページを活用しボランティア活動や地域福祉活動に関する情報を提供します。

②相談支援体制の充実

市民が抱えている様々な悩みに対応する相談を、各種相談窓口間で連携を図りながら、情報をつないでいく総合的・包括的な相談体制づくりを進めます。

(3) 福祉サービスの充実

①利用者の権利擁護

高齢者や障がい者など、自らの意思に基づいてサービスが利用でき、権利を擁護し地域での生活を支援します。

②児童福祉、障害福祉、高齢者福祉サービス事業所として利用者支援

支援を必要としている人が必要なときに利用しやすい福祉サービスと質の向上を図ります。

5. 法人の組織経営方針

都城市社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下の組織運営を行います。

- (1) 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- (2) 事業の展開にあたっては、住民参加を徹底します。
- (3) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。

1. 法人としての経営機能の強化

(1) 経営理念及び方針の明確化と全職員への徹底

定款とは別に明文化した経営理念と、それに基づく経営方針の内容と真意について周知徹底を行い、全職員に浸透させます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
方針の明確化と全職員への徹底	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(2) 組織管理（マネジメント）の強化

経営方針や目標・計画の実施状況等の確認・評価を適時的確の行う、法人経営上のリスクを正しく理解し、具体的な対応策を講じるといった組織管理のあり方について組織体制を構築し、その機能を強化します。

- ・常務理事と事務局長の兼務体制の見直し、事務局長のプロパー職員化
- ・事務局次長制の見直し
- ・介護保険事業所の統廃合への取り組み
- ・各課体制の改編、スリム化

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
組織管理（マネジメント）の強化	強化	⇒	⇒	⇒	⇒

(3) 理事・評議員の機能の強化

理事会はそれぞれの立場から業務執行に積極的に参画し、地域福祉の推進役として都城市社協の発展に寄与し、その責務を果たすことが求められます。

今回の社会福祉法改正に伴う、理事会・評議員会の再編とともに、今後は、理事会、評議員会の機能強化を図ります。

- ・常務理事と事務局長の兼務体制の見直し

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
理事会・評議員の機能の強化	検討	導入	⇒	⇒	⇒

(4) 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

国の通知通達も含めた法令や都城市が定める条例、都城市社協の定款や諸規程を整備し、すべての職員に法令等の遵守を周知徹底します。さらに社会規範やモラルなどに関する倫理規定を定め、遵守できなかった場合の組織内における対応基準を明確に

します。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
コンプライアンスの徹底	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(5) 個人情報の管理の徹底

介護保険事業や日常生活自立支援事業など、個人の利用者の個人情報を社協として管理する場面が多くなっています。そのため、個人情報に基づく個人情報の取扱を職員一人ひとりに徹底していきます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
個人情報の管理の徹底	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(6) 事務書類等の保管および管理の徹底

業務上作成する起案、伝票、会議資料については、その保管方法や期間についてのルールを設定し、各担当課によりこれまで以上に厳格な保管および管理を行います。また、業者との契約については、本会規定に沿った適正な契約を締結し、契約書原本を契約終了まで確実に保管し、事故のないように努めます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
事務書類等の保管および管理の徹底	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

2. 効率的な組織体制の整備

(1) 職員「採用計画」を策定し、将来を見据えた職員体制の構築

経営方針の具体的な目標に基づいた人事方針を明文化し、10年先まで見据えた職員体制のあり方を踏まえながら、具体的な職員採用体制を構築します。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
職員「採用」計画を策定	検討	策定	実施	⇒	⇒

(2) 職員「登用計画」を策定し、将来を見据えた職員体制の構築

10年先まで見据えた職員体制のあり方を踏まえながら、具体的な職員登用体制を

構築します。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
職員「登用」計画を策定	検討	策定	実施	⇒	⇒

(3) 人事管理の強化

都城市社協を取り巻く環境の大きな変化の下で、社協経営の効率化を図っていくには職員の能力・実績に基づく人事管理を進めていく必要があります。

今後は、人事管理の方法の一つである「目標管理制度」をリニューアルし、職員の職務能力や勤務実績を的確に把握し、人材育成、任用、人事配置、給与などに活用していきます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
人事管理の強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(4) 階層別の研修体系の構築と実施

都城市社協職員のキャリアパスを明確にし、それぞれのスキルレベルに達するために必要となる新人、中堅リーダー、管理職といった研修体系を整備し、具体的な実施に向けて取り組んでいきます。また、併せて職場研修は、体系的に構築した研修計画に基づいて実施します。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
階層別の研修体系の構築と実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(5) 地域福祉専門職としての養成

地域福祉の専門職として都城市社協職員にはそれぞれの立場で社協の使命・目的・機能を理解し、それを実現するために必要なプロセスを明らかにし、事業を展開していく必要があります。都城市社協の全職員が「めざすべき社協職員像の目標」を掲げ、業務遂行にあたります。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
地域福祉専門職としての養成	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(6) 労務管理の体制整備

職員配置・異動、教育、人事考課、昇進、退職、賃金や労働時間の管理、メンタル

ヘルスケアなどの労務管理における責任体制を明確にし、セクシャルハラスメント等、必要に応じて担当者による相談窓口設置を検討するなどの対策を講じます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
労務管理の体制整備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(7) 積極的な情報公開による透明性の確保

法人の業務および財務等に関する情報については、広報やインターネット（HP、SNS等）を活用し、積極的に公表していきます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
積極的な情報公開	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

3. 健全財政と効率化

(1) コスト縮減とコスト意識の徹底

- ①職員に社協の理念や使命を理解させ、プロフィット事業とコスト事業の区分を明確にしていきます。
- ②個別事業の効率化について各種工夫を講じます。具体的には、事業ごとに必要に応じて業務効率に配慮した手順書の作成し、外部発注が可能なサービスについては、妥当性を検討し、積極的にアウトソーシングに努めます。
- ③組織改編に伴うコスト削減に努めます。
 - ・介護保険事業所の統廃合
 - ・各課体制の見直し
- ④行政からのOB職員（相談員を含む）出向の見直しに取り組みます。
 - ※H27/6名 ⇒ H28/5名 ⇒ H29/3名
 - ・常務理事と事務局長の兼務体制の見直し
 - ・事務局次長制の見直し
 - ・総合相談室相談員の見直し

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
コスト縮減とコスト意識の徹底	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(2) 会計におけるチェック体制の強化

都城市社協としても専門家による外部監査等の実施により、さらに会計の透明性を

高めていきます

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
チェック体制の強化	強化	⇒	⇒	⇒	⇒

(3) 安定的な財政運営

地域福祉の中核的な役割を担う組織として公益性や継続した事業活動の必要性を明確にし、組織基盤や信頼性を高めるとともに、行政との協議による事業費、人件費等の公費補助のルールづくりを進めます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
公費補助のルールづくり	検討	検討	実施	⇒	⇒

(4) 各種積立金・基金運用計画の策定

厳しい財政状況の中にあつて、自主財源の拡充と併せ、社協事業活動の維持・強化をしていく上での事業費財源として各種積立金・基金を有効に活用していくための計画づくりを進めます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
各種積立金・基金運用計画の策定	策定	実施	⇒	⇒	⇒

(5) 社協会員会費の検討による自主財源の確保

都城市社協会員会費は、社協活動や事業を財政的に援助するという賛助会員のな性格をもち、会員になることによって地域住民が地域福祉の推進に参加するという意識をもってもらえるように全戸加入を目指します。また、地域住民の会費は地区社協の財源として活用し、企業や法人、施設等へも社協活動の支援をお願いして自主財源の確保に努めます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
自主財源の確保	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(6) 寄付文化の醸成

公民協働の新たな地域支援システムを構築するうえでは、住民同士の支え合いを財

政面でも構築していく必要性があります。寄付金に対する優遇措置が未整備や寄付の実態がよく分かっていない状況もあり、市民にむけた寄付文化の醸成のための啓発活動等を行います。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
寄付文化の醸成のための啓発活動	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(7) 民間助成団体等からの助成金の積極的活用

民間助成団体等の助成金については、活用に向け積極的に検討します。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
助成金の積極的活用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(8) 基金、寄付金等の有効活用

都城市社協の財源の一つに、個人・企業・各種団体から寄せられた寄付金があります。これらの民間財源である寄付を寄付者の意思を活かし民間組織として活気ある地域福祉活動に有効に使っていきます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
基金、寄付金等の有効活用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

4. 事業実施の効率化と効果の測定

(1) 事業成果の評価

前述した都城市社協の第3次都城市地域福祉活動計画に基づき、事業評価シートを活用し事業成果を評価していきます。最終判断は数値のみによる評価ではないことから、事業を推進する住民の取組むプロセスやそのなかで発生する新たな取り組み等に視点を置き、住民の必要と求めに対応し、実効性の高い事業を評価し推進できる環境作りに努めます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
事業成果の評価	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(2) 研究事業の実施

福祉課題等を分析し、民間の組織らしく、柔軟に住民主体で創り上げ取組める地域

の実情に応じた福祉活動の開発と、福祉サービスの運営方法を開発するなど課題解決の機能をたかめるための取り組みを推進します。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
研究事業の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(3) 新規サービスの開拓

新規事業の開発のための調査研究は積極的に取り組んでいきます。さらに、調査研究の成果は、福祉分野に限らず生活に係る全ての視点で、民間の組織らしい、すき間谷間の支援やその活動の組織化と支援に取り組んでまいります。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
新規サービスの開拓	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(4) 地域福祉事業の指標化

第3次都城市地域福祉活動計画に基づき、事業評価シートを作成し、事業の指標化も定めていきます。事業を推進する住民の声や多様な成果・効果を客観的評価指標の基本とし、総合的な判断ができるようなわかりやすい指標化に取り組めます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
地域福祉事業の指標化	検討	検討	実施	⇒	⇒

(5) コスト意識の徹底

都城市社協のめざすべき方向性をすべての役職員が共通理解し、コスト意識を徹底し、全役職員の意識改革を図っていきます。

計画の内容	H28	H29	H30	H31	H32
コスト意識の徹底	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

◆総務部門

No.	事業名	課題解決に向けた取り組み	
		当面の取り組み方策	もっと先に取り組むこと
1	人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用計画の策定 ・職員登用計画の策定 ・新卒者の定期採用 ・効果的な職員配置（人事異動、分掌設定等） ・人事交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度の検討 ・キャリアパスの構築検討
2	労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック体制整備 ・ワークライフバランスの徹底 ・衛生委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックス制度の導入検討
3	理事会・評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改革への対応 ・専門部会の設置 ・会議運営方法の見直し ・外部監査機能（公認会計士・税理士等）の導入 ・専任理事体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事・評議委員との事業企画
4	定款・規程	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック体制の機能強化 ・規程関係研修の実施 ・新人職員への周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の配置、部署の設置
5	職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・研修体系の整備（系統的な研修制度の導入） ・研修委員会の開催（通年） ・職員研修会の実施（通年） ・局内での業務研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修効果測定指標の検討、作成
6	実習受入	<ul style="list-style-type: none"> ・複数職員による実習受入体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの検討
7	入札	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な入札事務の遂行 ・随意契約基準の明確化 	
8	共同募金（一般） ①募金 ②広報 ③助成、審査 ④体制	<ul style="list-style-type: none"> ・募金対象者の拡充 ・目安額の見直し ・企業・法人の新規開拓 ・赤い羽根自動販売機の設置 ・寄附金付き商品の開発（みやこのじょう宅配便） ・協賛イベントの実施（PR） ・PR戦略(TV等メディアの活用) ・広報紙の発行 ・共同募金の成果と報告 ・審査時期、審査方法の改善、審査基準の明確化 ・社協事業に対する助成の見直し ・公開プレゼン審査 ・助成団体の精査、限定化 ・助成報告会の実施 ・委員の懇親会の実施 ・パートナーミーティングの実施 ・事業会議、内部研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ募金の実施 ・指定寄付の導入 ・共募期間の短縮 ・ドキュメントPR動画作成 ・共同募金と福祉教育 ・出前講座の実施 ・事務局独立設置 ・サテライトの設置（期間限定から） ・専属職員の配置
9	共同募金（歳末）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体支援をやめて個別支援を明記 ・社協内部配分プロジェクト立上げ ・歳末募金が集まる手法等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急ニーズに即対応できる仕組み

		<ul style="list-style-type: none"> ・企業とのタイアップによる募金活動 ・NHK歳末助成の活用 	
10	会員会費	<ul style="list-style-type: none"> ・会費金額の設定 ・局内検討プロジェクト立ち上げ ・職員研修の実施（全体WS） ・企業に対するメリット検討 ・営業（訪問）活動の強化 ・募集活動（広報）の強化 ・企業の社会貢献（CSR）への広報 ・税制優遇に向けた取組み検討 ・会員会費向上計画の立案 ・企業向け説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称変更 ・世帯会費へ（福祉協力金との調整） ・新たな会員証の作成 ・会員優遇措置の設定
11	表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・選考、推薦方法の見直し ・推薦の均一化（地区の偏りの解消） ・開催時期の検討（地域福祉推進大会と別枠開催の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区社協での選考委員会（仮称）による推薦システムの確立 ・関係機関との連携による幅広い推薦ルートの構築
12	緊急援護 ①火災、水害 ②避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な対応（見舞い金支給） ・見舞金金額の検討 ・行政との連携強化 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な避難者（障がい、高齢者等）に対応できる資器材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所としての機能を確保
13	管理業務 ①福祉センター管理 ②防災管理 ③公用車管理 ④文書管理 ⑤テント・餅つき借用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の見直し（消費税増対応） ・減免対象団体のルール化 	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝祭日開館に向けた検討
		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な防災・避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火器材（消防設備）の入れ替えの検討
		<ul style="list-style-type: none"> ・リース及び購入に関する検討 ・車両の充足率の調査、増車の検討 ・保有公用車の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・新車導入 ・任意保険事務受託の検討（事業所登録）
		<ul style="list-style-type: none"> ・規程に沿った文書管理 ・保存場所の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・書庫の確保
		<ul style="list-style-type: none"> ・テント貸出しの廃止に向けた協議（劣化によるテントの数の減少） 	
14	福祉バス	<ul style="list-style-type: none"> ・本所、支所福祉バス運行事業の統合にむけた準備スタート ・福祉バスの台数減の検討 ・一括管理の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バス運行事業の統合
15	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・見てもらえる紙面づくり ・配布先の新規開拓 ・WEBの活用（インターネット・ホームページ・フェイスブック・ツイッター等） ・職員向け広報紙の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーの募集 ・毎月1回発行 ・タウン誌とのコラボ ・異業種とのコラボ ・住民とのコラボ（レポーター）
16	情報発信・HP	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリニューアル ・ホームページの効果的効率的な運営 ・福祉情報のデータベース化 ・フェイスブック、ブログ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協とのオンライン化
17	福祉センター建て替え	<ul style="list-style-type: none"> ・準備室立ち上げ ・建設計画立案 ・資金源の統一（高齢・障害・児童） ・建て替えの計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者入札 ・センター名称変更（名称募集）
18	社会福祉法人による地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉施設等連絡会での調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区地域貢献協議会への参加

	貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 研究事業の推進 先進事例研修 地域住民(各種関係団体)との定期的な協議 地域で活躍できる人材の養成 地域ニーズの把握と施設提供可能メニューのマッチング 施設巡り、地域巡り 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉担当職員の配置(施設内や地区社協事務局) 地域貢献事業メニューの作成・実施 都城版あんしんセーフティネット事業の創設
19	善意銀行	<ul style="list-style-type: none"> 活用検討委員会の立ち上げ 活用計画の策定 先進地の取り組み検討 	
20	組織改編	<ul style="list-style-type: none"> 人事異動等に伴う組織再編準備 支所機能の統合検討 	
21	子育て応援助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 助成メニューを増やす(新規、継続支援、コラボ事業) 団体助成から個別支援へ 支援が必要な子どもたちや生活困窮の子育て世帯を対象に、年間を通じての個別支援 子ども貧困支援対策 	<ul style="list-style-type: none"> 高額助成(空き家拠点整備等) ロゴマーク設定 ニーズ調査 地区社協とのコラボ事業を募集 成果報告会と団体との交流
22	支所の経営	<ul style="list-style-type: none"> 組織再編の検討(支所機能の統合) 指定管理業務の見直し 	
23	指定管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業の見直し 行政との協議の場 	
24	業務の効率化 ①体制整備 ②人材育成 ③拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 経理業務体制のイメージ案作成 経理業務職員定数案の検討・作成 	<ul style="list-style-type: none"> 経理業務の本所集約 事務決裁規程の見直し改正 支所における小口現金の設定 事務局以外の経理部署の部屋の確保
25	基金活用	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業報告書の徴収 広報等での助成事業の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業の費用対効果の評価と助成の精査

◆地域福祉部門

No.	事業名	課題解決に向けた取り組み	
		当面の取り組み方策	もっと先に取り組むこと
26	地区社協の機能、活動、組織、財源の充実強化 ①連絡調整・相談支援機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員、福祉協力員のアウトリーチ強化(ニーズ集約の強化) 15 地区ボランティアセンターの開設(マッチング機能充実強化) ボランティア養成講座の開催(ちよっとボラ、傾聴ボラ、生活支援ボラ) 自治公民館福祉部の組織化支援 相談員の研修の定期開催 相談ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 地区ボランティアセンターの充実強化(アウトリーチ、マッチング機能の充実) 事務局員の専従化 相談人員の充実(複数体制等) 開設日数の充実 地域福祉人材の登録、バンク
	②多様な団体の参画	<ul style="list-style-type: none"> 理事体制の充実強化(福祉施設、医療機関、NPO、企業の参加) 地域福祉コーディネーターの参画 	<ul style="list-style-type: none"> 自治公民館福祉部の推進 理事体制の充実強化 法人や企業の社会貢献事業との協働 社会福祉施設専門職の参画
	③財源獲得事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> 民間助成事業の活用 モデル事業の推進 会費の強化 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの有料化(有償ボランティア活動の開発、ミニデイサービスの充実強化) 施設の経営、事業の受託

			<ul style="list-style-type: none"> 各地区社協または地区社協連協主催の収益イベント開催
27	地区社協とまちづくり協議会との在り方	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協と健康福祉部会との意見交換会（各団体の活動内容の把握） 共通理解の場の設定（意見交換会、学習会） 地域ニーズの集約 事業効果と財源の検討 共催事業の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 定期の意見情報交換会 組織体制検討会の開催 組織体制や事業及び補助金の精査（費用対効果の追及） 自主財源の確保
28	地区社協への支援体制強化 ①事務局環境の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 事務局複数体制の推進（事務局員、会計などの複数体制） 人材育成、事務局研修の実施 地区社協の環境整備支援（機材、事務用品、通信機器等） 事務局支援の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 役員体制の見直し 後継者育成 事務機器の整備促進 地区社協事務局専用の部屋の確保 事務局開設2日の体制 地域福祉コーディネーター等の専門職の配置
	②地区支援ワーカーの充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 7人体制（1人2地区体制）の推進 地区社協支援担当者定例会の開催 地域福祉コーディネーターとの連携 定期的な関係機関との会議（情報共有） 	<ul style="list-style-type: none"> 15人体制（1人1地区／コミュニティソーシャルワーカー体制） 地区社協事務局研修の定期開催 地域福祉コーディネーターの配置
	③民間助成の活用	<ul style="list-style-type: none"> 学習会、調査研究の実施 先進地視察研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の推進 収益事業の展開
29	地区社協の事業面の充実強化 ①既存事業の整理、継続	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協間の情報交換会の実施 事業を通してのアンケート実施、定例会、意見交換会（既存事業の評価活動） 小地域座談会、中学校区座談会の開催（様々な課題に対する検討会など） 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設、NPO、企業の参画 所属課以外との協働事業の展開 自助グループの立ち上げ 地区社協調査研究部会（仮）の設置 必要事業の有料化
	②生活支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協での事例検討会、生活支援会議の定期開催 課題整理とデータ化（マップ作成、KJ法） 民生委員との定期協議 支援を要する世帯への聞き取り調査 生活支援ボランティア養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の隙間支援活動の開発 生活支援ボランティアの登録・派遣制度 予算の確保（共同募金やみらいあんしん事業とのタイアップ） 緊急を要する人の保護（公民館や空き地の活用）、シェルターの開拓
30	ボランティアセンターの機能強化 ①人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 各種講座の開催 V0リーダー研修の開催 V0コーディネーターの育成 V0団体同士の交流 	<ul style="list-style-type: none"> 15地区社協V0センターの設置 学校内V0センター設置 V0コーディネーター養成
	②組織・体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各団体の実態調査把握 V0協会、V0連協の見直し V0運営委員会準備委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 本所、支所内のV0連協の一本化 V0運営委員会の設置 V0リーダー養成
	③拠点の整備、充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談、活動スペースの確保 まちなか出張相談の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地への移転
	④情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等の適正な運用 情報誌発行 	<ul style="list-style-type: none"> イベント、活動情報発信の強化

31	NPO等中間支援業務の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・専門スタッフの確保 ・講座開催 (IT, 助成金など) ・協働商談会の開催 ・HP、ブログ等の適正な運用 ・NPO、市民への情報発信強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOネットワーク連絡会 (仮) の設置 ・学習会、研修会の定期開催 ・HP、ブログ等の充実 ・フレックス制の導入 ・週末、夜間開館
32	福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育サポーターの養成 ・学校福祉担当者への研修 ・福祉教育研修会の開催 ・体験学習等後の児童、生徒アンケート集約 ・地域住民、企業、社会福祉法人等の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校VOセンターの設置 ・福祉教育マニュアル化、プログラム開発 ・NPO、企業等の参画 ・教育委員会との連携強化 ・市推進校「情報紙」発行 ・幼稚園、大学等との連携 ・大人向け福祉学習、体験学習の開催
33	災害救援ボラセンの充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害VOリーダー養成研修会の開催 ・本所、支所ごとの訓練実施 ・マニュアルの見直し ・様々な災害を想定しての訓練実施 ・行政との連携 (情報共有化) ・関係団体、企業との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士等の資格取得の推進 ・災害VO連絡協議会 (仮) の設置 ・災害VOセンターの拠点確保 ・マニュアル作成 (マップ作成) ・NPO、団体、企業等との連携 ・広域での情報交換と連携、後方支援体制の充実強化
34	総合相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業の連絡会議の定例化 ・業務の分析と標準化 (様式・マニュアル等の作成) ・支援調整会議等の定例化 ・相談ニーズの分析、データ化 ・市内の支援マップ作成 (相談機関：子どもから高齢者まで) ・相談しやすい環境づくり (フレックスタイムの試み) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関連絡会の設置 (子ども～高齢者全ての相談援助機関による組織化) ・スーパーバイザーの育成 ・生活支援事業の開発 ・地域福祉コーディネーターとの協働事業の開発
35	市社会福祉施設等連絡会の強化 ①人材の養成 ②開かれた施設、専門性の提供 ③組織としての事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性を高めるスキルの習得 ・コミュニティソーシャルワーカーの育成 (地域で活躍できる人材、地域福祉コーディネーターの養成) ・地域課題の共有会議の定期開催 ・地区社協組織への参加 ・専門職の派遣 ・施設提供機能の調査研究、データベース化 (食提供、場づくり、泊まり、雇用他) ・社会貢献事業 (地域公益活動) の実施 ・調査研究部会の開催 ・各種関係団体との協働や働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・部会編成の検討 ・各施設の「見える化・見せる化」事業の展開 ・地域福祉担当職員の配置 ・各地区社協との連携 (事業面、組織面) ・各地区地域貢献協議会の設置 ・各施設での地域貢献活動メニューの作成及び実施 ・都城市地域貢献協議会の設置運営 ・地域貢献部会委員の設置 ・災害等、緊急時の受け入れ等、支援体制のしくみづくり (災害協定)
36	専門職の養成 ①コミュニティソーシャルワーカーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・CSW像の明確化 (職名、業務内容等) ・「CSW実践者養成研修」 (日本地域福祉研究所主催) の受講 ・CSWの段階的配置 (初期5地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSWの段階的配置 (次期5地区) ・CSWの段階的配置 (3期5地区) ・CSW養成ステップアップ研修の受講 ・CSW連絡会の設置 ・業務のマニュアル化

	②地域福祉推進者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎県地域福祉コーディネーター養成研修」の受講推進 ・地域福祉コーディネーターフォローアップ研修の開催 ・地域福祉推進者連絡会の設置 ・人材（ボランティアリーダー、キーマン）の発掘及び育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・都城版地域福祉コーディネーター養成講座（独自研修）の実施 ・学校支援コーディネーターの配置 ・社会福祉法人の地域貢献コーディネーターの配置 ・ボランティアコーディネーターの配置（地区社協へ） ・ボランティアアドバイザーの配置（市VCへ）
37	情報化の推進 ①情報整理、発信	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱い、活用についての方針検討 ・情報管理指針の策定 ・要支援者の調査及び台帳化 ・情報弱者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の台帳更新 ・見て分かる「つながり路線の図」（支援プラットフォーム）作成 ・メディアの利用
	②地区社協の情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・PC、インターネット環境の整備 ・広報誌作成、地区外への発信 ・ITスキル研修の実施 ・情報担当者の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報マップの作成 ・情報発信（ホームページ開設、フェイスブック、ツイッター） ・福祉情報の集約（データベース化）
38	ファミリー・サポート・センターの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・周知活動（ITを活用したPR、HP開設、目立つ広報作成） ・ランチの開設 ・利用料金減免制度の導入検討 ・病児・緊急対応事業の導入検討 ・人材育成（援助会員フォローアップ研修、リスクに関する研修） ・困難事例の共有、ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター設置場所の見直し ・子育てネットワークの構築（社協保育園とファミサポの併設） ・社協の強みを活かした事業の展開 ・病児、緊急対応事業の導入 ・利用料金減免制度の導入 ・専門性をもった人材確保 ・制度の隙間支援活動の開発
39	認知症地域支援事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーター、キャラバン・メイト、認知症推進員等の育成 ・多職種へのサポーター養成講座の実施 ・若年性認知症への支援 ・認知症カフェの開設増加 ・段階に応じた教材の作成（基礎知識、予防・接し方、支援について） ・関係機関との連携強化（整備推進委員、市外・県外の関係機関） ・社協内での認知症事例検討会の定期開催 ・小地域での啓発セミナー開催 ・個別対象者ごとのネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症推進員の配置（地区別） ・認知症ケアパス体制の確立 ・ワンストップ相談窓口の設置 ・（若年性）認知症当事者の組織化 ・認知症サポーターのフォローアップ ・多職種ネットワークの設立 ・見守りネットワークの普及 ・支える仕組みづくり ・各団体での講座の定例化 ・悪徳商法への対応、事件事故の未然防止活動
40	生活困窮者自立支援事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付事業との連携強化 ・アウトリーチの強化 ・行政関係会議の開催（市民生活・土木・商工・教育等） ・社協内連絡会議の定期開催 ・協働の場の設定（支援調整会議等の定例化、地域ケア会議や障害者自立支援協議会等への参加） ・相談票の統一と共有化 ・フォローアップ研修等への参加 ・ニーズ調査（引きこもり、80：50世帯等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・出口支援（15地区におけるフードバンク、賛同企業を増やす、資源開発開拓） ・任意事業への取り組みと体制の充実 ・居場所づくり、ユニバーサル就労の開発 ・中間的就労の場や就労準備支援の協力団体、企業の開拓 ・生活困窮者の支援を軸とするネットワークの構築：地域貢献協議会 ・子どもの貧困への対策・対応（基金や寄付の活用・食の支援・学習支援）

	生活福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ・協力企業や団体の開拓 ・貸付事務のスピード化のための見直し(ルール統一、マニュアル化) ・事務作業の本所一極集中化 ・家計相談を併せて実施 ・生活困窮者自立支援制度との連携を図るための研修 ・定期的に請求 ・貸付条件の厳格化 ・定期的な声掛け(状況把握) ・借受世帯への継続支援(定期面談、訪問の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の協賛による小口貸付の創設 ・市町村社協から県社協に対する制度再構築の提言 ・長期滞納者の資金回収業務委託(資金回収の体制強化)
	たすけあい資金	<ul style="list-style-type: none"> ・現物支給の実施 ・フードバンク ・貸付条件の厳格化 ・貸付時の民生委員・保証人の同伴義務化 ・要綱の改正(近隣市町村の保証人可能など) 	
41	地域包括ケア体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア学習会の開催(住民学習会、小地域座談会) ・多職種間の情報交換会の開催 ・地区社協での事例検討会、調査研究活動 ・既存事業の工夫(サロンでの介護予防活動、見守り強化等) ・小地域(自治公民館)での支援活動の開発 ・地区社協での生活支援活動の開発 ・福祉人材養成講座、生活支援ボランティア養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議の定期開催 ・地区社協による多様な事業の開発 ・地区社協圏域での多職種連携 ・小地域支援活動の活性化 ・担い手育成、養成講座の開催
42	地域支援事業体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会の定期開催 ・行政との調査研究活動の継続 ・軽度生活援助員体制の充実強化 ・虚弱高齢者等を対象とする健康づくり、交流活動の推進 ・介護予防活動の推進(ふれあいきいきサロンの充実工夫等) ・地域のリーダー育成、研修の実施 ・モデル地区事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域推進者(リーダー、トレーナー)の配置、登録 ・自治公民館単位での介護予防活動の展開 ・地域支援リーダーの配置 ・担い手育成、養成講座の開催
43	軽度生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の広報、啓発(公民館、民生委員、市広報、社協広報、利用者の声、自立者等) ・ボランティア養成(調理実習などのフォローアップ) ・援助員の確保・拡大のための取組 ・各地域(公民館区域)での援助員養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力あるメニューの開発 ・援助員の確保(元民生委員勧誘)
44	ぽかぽかサービス(有償Vo)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容の周知、分析 ・福祉協力員や民生委員OB、ヘルパー有資格者等への呼び掛け ・ぽかぽかサービス研修会の開催 ・担当者のスキルアップのための研 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート・マッチングの機能強化 ・住民参加型支えあいの仕組み作り(コーディネーター) ・地域住民が気軽に使える体制作り

		<ul style="list-style-type: none"> 修会や先進地視察の実施 ・ニーズ調査、受付事務のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> (公民館福祉部での取組み) ・さわやかサロンとの連携 (生活支援コーディネーター)
45	さわやかサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査 ・広報、情報発信力の強化 ・公民館を通じて人材の選出 ・地域での活動の時に紹介 ・ボランティア連協や高齢者クラブ連協への協力依頼 ・サロン内容充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援事業、デイサービス (日中活動) ・ぽかぽかサービスとの連携 (生活支援コーディネーター)
46	団体支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体活動の共通理解 ・各団体の会計を独立支援 ・各団体の行事情報を職員間で共有 ・マニュアルづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した対等の関係性の構築 ・対等な関係作り (支援型→自立型) ・パソコン教室の開催 ・新規事業の開拓推進

◆相談支援部門

No.	事業名	課題解決に向けた取り組み	
		当面の取り組み方策	もっと先に取り組むこと
47	都城市障害者生活支援センターの実施 ①相談援助業務 ②障害者ケアプラン事業 ③障がい者等日中活動事業 (ぽかぽかサロン) ④障害者自立支援協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務別の連絡先の周知の徹底 ・専任の相談支援専門員の看板掲示 ・定期的ミーティング・事例検討 (スキルアップ、メンタルヘルス) ・住民への PR、広報活動の強化 ・基幹相談支援センタープロジェクトチームの立ち上げ ・障害者ケアプラン (事業システムの検討他部門との統一) (計画的な法人職員の計画支援従事者初任者研修の受講) ・障害者自立支援協議会のリーダーを担う (複数の部会にも参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等日中活動 (空き商店等の有効利用) (中心市街地) ・基幹相談支援センターの連携強化 (ネットワーク会議の定例化)
48	障害者虐待防止センター事業の推進 ①虐待認定ケースのフォロー・モニタリング ②広報啓発活動、行政への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・広報 PR (事業所向け虐待防止マニュアルの配布) (市民向け PR、講演会等の実施) ・事例の総括 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターへの再編 ・障害者虐待防止ネットワークの実施 ・児童、高齢者虐待防止センターとの統合 (システム等)
49	重度身体障害者等移動支援事業の実施 ①車両の確保 ②移送ボランティアの募集	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の備品充実 ・広報 PR (事業の PR、民協定例会への説明) ・軽自動車導入に伴う女性ボランティアの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 等への事業移管 (委託先変更)
50	福祉有償運送サービスネットワーク事務局の運営 ①事務局の移管	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク組織の再編成 ・ネットワーク加盟事業所従事者に対するフォローアップ研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の整備 ・専門スタッフ確保 ・ネットワーク事務局を社協以外の事業所への事務局移管
51	日常生活自立支援事業の実施 ①実施体制の充実 (人員確保等) ②成年後見制度への移行 ③広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との定期協議 (市からの財源の確保/権利擁護センターの立ち上げに関して協議) ・広報 PR (民児協への生活支援員募集案内改選時期 H28. 12 月) ・業務用パソコン、システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員の職員化 (臨時職員等選任) ・専門員の人員増 ・車両の確保

	④権利擁護センターの立ち上げ	・各会議、サロンでの広報	
52	福祉後見活動事業の運営 ①実施体制の充実（法人後見・都城みらいあんしん支援事業） ②財源の確保 ③権利擁護センターの立ち上げ	・事業の見直し（みらい安心支援事業法人後見事業） ・広報 PR（行政や市民に向けての事業 PR 講演会の開催） ・成年後見ネットワークの充実化	・専従職員の確保（行政から財源の確保）
53	総合相談事業の展開 ・体制（名称変更等） ・相談室の確保	・計画的に研修を受講 ・相談員のサポート、教育体制確立 ・社協組織の再編（関係部署の統合） ・相談員の成り手（退職者〔社協〕の再雇用先としての位置づけ） 〔処遇改善含む〕（行政からにかぎらず社協 OB や公募等） ・ふれあい相談日の周知徹底 ・公民館、民生委員定例会での相談日の周知徹底	・社協以外の機関とのネットワーク確立 ・行政相談員、人権相談員との交流

◆在宅福祉部門

No.	事業名	課題解決に向けた取り組み	
		当面の取り組み方策	もっと先に取り組むこと
54	居宅介護支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ担当数の平均化 ・委託数の調整 ・朝礼等短時間での情報共有 ・報告、連絡、相談が出来る関係や環境づくり ・研修参加・報告の充実（復命・週一会議） ・地域の課題を知る（利用者からのアセスメント） ・ボランティアを知る（包括や社協からの情報収集） ・他部署との意見交換会（食事会）の開催 ・取得資格者への情報提供 ・面談室の確保 ・ケアマネ資格取得推進と受験者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点の自己啓発とスキルアップ ・地域課題に対応する資源の発掘や開始時の情報提供と支援 ・ケアプランにインフォーマルサービス（ボランティア等）の位置付け ・処遇改善、正職登用 ・男性ケアマネの雇用 ・資格取得支援（就学・受験費用の捻出、就労等） ・ケアマネ業務の出前講座
55	訪問介護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所統合による業務の統一・安定化 ・登録ヘルパーの安定的確保 ・登録ヘルパーの交流の場作り ・有資格者情報の把握や募集 ・定期的な研修の実施 ・研修参加・報告の充実 ・認知症研修の受講 ・疾病・障害別介護技術の習得 ・進化する安全安楽な介護技術の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー養成事業の立ち上げ ・有償サービスの開拓 ・スキルアップ研修のカリキュラム作成
56	訪問入浴介護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の周知・案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル緩和ケアに対するヘルパ

		<ul style="list-style-type: none"> ・社協内での情報の共有化 ・新しい介護技術の習得 ・疾患別の入浴介護ポイントの研修 	一研修
57	通所介護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定化 ・法令遵守 ・利用者登録の安定的確保 ・満足度の高いサービス提供 ・満足度チェック（随時） ・口腔ケアの取組み ・利用者とのコミュニケーション（声かけ・接遇） ・魅力的なメニューの開発・実施 ・レク・業務内容の他事業所での実習 ・利用者の知恵袋、技術の活用 ・認知症基礎研修の受講 ・職員研修（随時） ・記録作成の勉強会（職員同士） ・事業所間での情報の共有 ・関係部署（保育課等）と共同研修 ・PR活動（募集広告等） ・情報紙定期発行（全戸配布） ・分かりやすいパンフレットの作成 ・事業会議の開催（随時） ・ケアマネジャーとの信頼関係構築 ・ボランティア募集（学校等） ・地域のボランティアの積極的活用 ・社協交通安全宣言の確認と理解 ・将来設計を関係職員で共有 ・事業の将来展望の明確化 ・建物や機器の計画的な更新・修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の設置、園庭整備 ・人材バンク、養成講座の開設 ・PC、ネットを活用した情報発信 ・計画的な設備整備（自動車、音響、PC、厨房等） ・研修会への参加（市内外） ・通所介護係の設置 ・安全運転教室の開催（自己啓発） ・マニュアルの作成、整備 ・ニーズに反映した施設整備 ・認知症カフェのオープン ・図書室の設置（こどもと学習） ・出前講座（健康、料理）の取組み ・人事交流 ・地域との関係づくり（踊りや傾聴ボランティア） ・理学療法士の巡回 ・献立の工夫（パイキング等） ・地域に向向いて出前講座を行う ・各事業所に正規職員の配置
58	日中一時支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社協内での情報の共有化 ・社協居宅・障害者支援センターとの連携 ・同行援護サービス・移動支援事業の充実 ・ヘルパーのスキルアップ研修 ・精神障害に対するヘルパーの研修 	
59	障害福祉サービス事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社協内での情報の共有化、社協居宅との連携、障害者支援センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスに対するヘルパーのスキルアップ研修 ・精神障害に対するヘルパーの研修
60	生きがい活動支援通所事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の登録 ・地域包括支援センター、民生委員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動メニューの開発
61	地域生活移動支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・条件を満たす人のみ利用可能にする（介護度3以上など）～非申請方式 ・実施時間（ヘルパー拘束時間）と請求時間（利用時間）の差額の事務所負担対応検討 ・社協内移送サービス事業所での運営基準見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・移送サービスを独自立ち上げ ・住民参加の助け合い型の移送サービス事業検討（病院、買い物等） ・住民向け講座やボランティア・NPOでの取り組み支援

		<ul style="list-style-type: none"> ・移送料金の統一を行う ・日本財団等の車輛寄贈の応募検討 ・車輛の計画的な更新 	
62	食の自立支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング時の嗜好調査 ・利用者のアンケート調査 ・地産地消のメニュー開発 ・献立表の配布、新メニューを取り入れ、利用者に意見聴取 ・パンフレット作成 ・民生委員さんとの連携 ・商工会との連携 ・関係機関等との連携 ・利用者の連絡体制の把握 ・安否確認時の緊急対応見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意向や生活状況調査を行い分析して提案する ・移送サービスを活用して集合型会食サービスを行う ・社協内事業所の統合 ・活動エリアの再検討 ・社協自主事業の立ち上げ

◆点字図書館部門

No.	事業名	課題解決に向けた取り組み	
		当面の取り組み方策	もっと先に取り組むこと
63	図書等貸出に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出業務の即時性の向上 ・レファレンス体制の充実 ・コンテンツの充実 ・多様化するメディアの研修会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新貸出システムの導入
64	点訳に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートサービス製作体制充実 ・専門点訳者の確保 ・新表記英語点字に関する講習会開催 ・ブリーフィングの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字指導員複数体制 ・指導員・技能士の資格取得促進 ・後継者育成 ・新規点字プリンター導入
65	音訳に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートサービス製作体制充実 ・デジタル録音機スキルアップ研修の開催 ・編集機器整備 ・ブリーフィングの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・音訳・情報支援員複数体制 ・後継者育成 ・録音室確保
66	各種デイジーに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・テキストデイジーの周知 ・テキストデイジー製作リーダー養成 ・シネマデイジーの周知 ・ブリーフィングの充実 ・多様化するデイジーの研修会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア育成 ・後継者育成
67	ボランティアに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動PR ・SNS等による啓発 ・視覚障がい者への理解を深めるための研修会の開催 ・スキルアップ研修会の開催 ・意見交換会の実施 ・ボランティア団体行事に参加、協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用した養成
68	中途視覚障がい者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・点字読み書き指導者の養成 ・情報機器操作指導者の養成 ・相談対応に関するスキルアップ ・視覚障がい者サロンサポーター養 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（医療機関等）との連携 ・L点字プリンター導入 ・就労支援の充実

		<ul style="list-style-type: none"> 成 ・メールマガジンの充実 ・新規利用登録のための周知 ・研修会への職員派遣 ・日常生活用具、補助具見本品等整備 ・視覚支援学校との連携 	
69	ロービジョンへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・機器整備 ・メールマガジンの充実 ・弱視者対応情報機器操作指導の充実 ・レファレンスサービスの充実 ・視覚支援学校との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（医療機関等）との連携
70	当事者団体に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加、協力 ・交流会、意見交換会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートサイトの構築
71	施設啓発に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用リーフレット等の作成 ・視覚障がい者に配慮したホームページによる啓発 ・SNS、インターネット動画サイト等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設愛称の命名

◆保育部門

No.	事業名	課題解決に向けた取り組み	
		当面の取り組み方策	もっと先に取り組むこと
72	保育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・研修報告の充実 ・複数で県内外の研修に参加する ・研修参加支援として、復命のあり方検討、出張報告等の見直し ・講師による研修会の実施 ・共通理解の場の設定 ・外部講師による一斉研修の企画 ・先駆的な保育園の視察研修企画 ・全員で現場を見に行く企画 ・ママさん保育士の募集 ・ファミサポとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・4園を巡回職員（保育士等）の体制 ・職員定数化、シフト方式の検討 ・園舎の新築 ・園舎の増築 ・園庭整備の充実 ・保育室を増やす ・年齢別の保育室の確保（4歳、5歳別々の部屋など） ・コーナー遊びの充実 ・遊具の整備（タイヤ埋設、遊具棚の設置等）
73	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・同年齢の保育士の補充 ・組織体制の見直し ・処遇問題 ・面談の回数を増加 ・交流の場、話し合う場づくり ・職員の配置見直し ・他園での実習計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の登録制導入 ・経験豊かな男性保育士の採用 ・技術員的な専門職 ・毎年新卒採用
74	地域への発信力	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭解放時以外の園庭解放（地域の方々にもいつでも来てもらう） ・保育現場見学 ・地区内の情報収集 ・交流の場づくり ・散歩中に家にいる子どもたちへの声かけ、ご近所訪問活動 ・オリジナルポスター作成 	

◆地域包括支援センター部門

No.	事業名	課題解決に向けた取り組み	
		当面の取り組み方策	もっと先に取り組むこと
75	地域包括ケアシステムの構築 ①連携機能の強化 ②業務環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の民児協定例会に参加 ・勉強会、交流会への参加 ・地域での活動に積極的に参加 ・事業所との地域ケア会議の開催 ・新・システム導入による業務の効率化 ・「医療と介護の連携」地域ケア会議 ・他職種連携の機会を定例化 ・山田・高崎地区地域包括支援センターとの交流 ・地域包括ケアシステム学習会の実施 ・情報通信の在り方検討 ・パンフレットを作成 	
76	職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内での研修を定例化 ・事例検討会の定例化 ・模擬実習 	
77	社会資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・福祉協力員との連携 ・自分の住む地域で社会資源として活動する ・地域資源のため、一覧表の作成 ・地域の方との連携強化 ・民生委員・福祉協力員・ボランティアとの交流の機会の設定 ・地域資源の見える化 	

◆各部門間の連携の仕組み

総務部門	地域福祉部門	相談支援部門	在宅福祉部門	点字図書館	地域包括支援センター	保育部門
<ul style="list-style-type: none"> ・「プラットフォーム会議」（仮称）の開催 ・横断的「事例検討会」の開催 ・職員会議の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・経営会議の改善 ・職員研修会の開催（年2回） 				

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

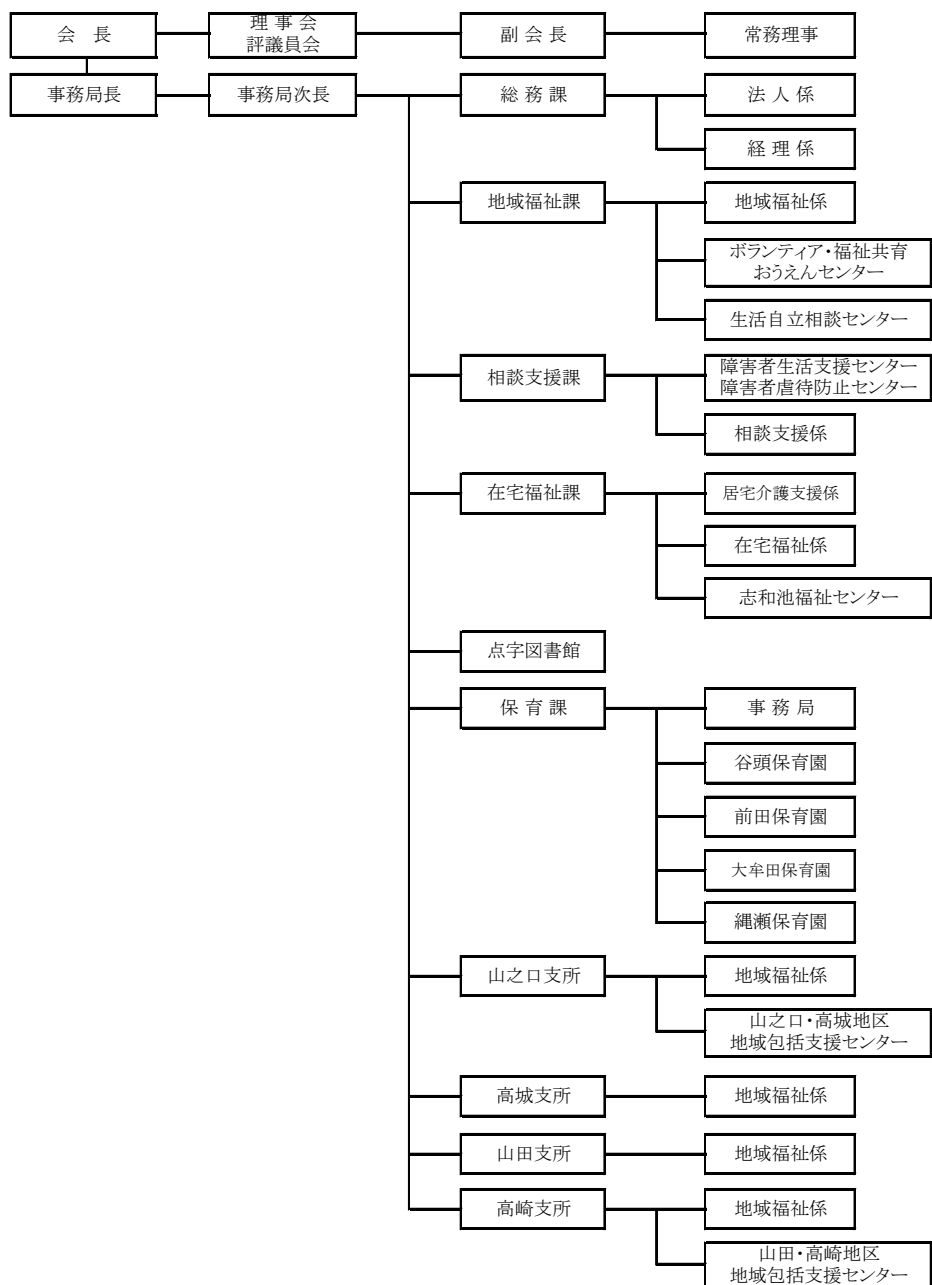
◇設立年月日／平成 18 年 1 月 5 日（合併による新・都城市社会福祉協議会誕生）

◇役員／【理事】定数 13 名（うち会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 1 名）

【監 事】定数 3 名

【評議員】定数 27 名

◇事務局体制／事務局長、事務局次長、本所（6 課 10 係 4 保育園）、4 支所（4 支所長、4 係、2 包括支援センター）の 289 名の職員体制（平成 28 年 1 月 4 日現在）



【第 3 次都城市地域福祉活動計画／経営基盤強化部門】